

私たちこんな活動しています!

労働問題検討委員会

委員長 高谷 知佐子 (47期) ●Chisako Takaya

当委員会は、労働法制に関する調査、研究及び立案等を目的として、2011年度に発足した比較的若い委員会ですが、2019年12月末日現在、委員97名、幹事154名という大所帯となっています。東弁・一弁にも同様の労働法制に関する委員会が設置されていますが、当委員会の最大の特長は、その構成メンバーにおいて、労働者側と使用者側の弁護士が（数、実力ともに）拮抗している点です。

当委員会では、毎月1回の全体会のほか、労働実務研究部会、労働法制部会、社会保障部会、労働法教育部会の4つの部会に分かれて、それぞれ活発に活動しており、各部会の出席率も高水準を保っています。

労働実務研究部会では、特に若手弁護士のスキル向上等を目的として、最新の裁判例の

分析や弁護士会の法律相談に寄せられた労働相談の内容の検証等を重点的に行っています。また、二弁会員向けの研修の企画もしています。当委員会が提供している研修は、毎回実務上の最新かつ重要なテーマを選定し、委員の持つ人脈を最大限に活かして、高名な学者や行政の実務担当者等を講師にお招きしています。毎回のよう満員に近い出席者を集めているほか、アンケートからも好評ぶりが窺われますので、二弁全体に大いに貢献できているものと自負しています。

労働法制部会では、主に法改正情報の詳細な分析・検討を行っています。近年は労働分野の立法が特に活発ですから、皆で議論しながら新しい法律を読み解くことはとても有益です。また、2015年度からは外国法制度の調



マレーシア視察の様子(労使関係裁判所での記念撮影)

査も開始し、2015年度はベトナム、2016年度は台湾、2017年度はマレーシア、2019年度は香港を視察先としました。各国の労働法制の内容を把握するだけでなく、日本の厚生労働省に相当する行政組織や、使用者団体・労働組合の上部組織を訪問して各国の実情を直接聞いたり、裁判所や法律事務所を訪問して意見交換したりしています。

社会保障部会では、社会保障制度に関連する実務上の問題点の調査研究と、東京都から受託した自殺対策事業の実施（無料電話・面接相談、弁護士向け研修会等）を中心に活動しています。最近、フリーランスを巡る法政策の在り方をテーマとした調査研究を行ったり、外部有識者を招いてのシンポジウムを開催したりしています。

労働法教育部会は、2014年に発足した新しい部会で、特に若手弁護士が中心となって、主に大学や高校、専門学校などに出向いて労働法に関する講義をゼミ形式で行っています。最近、ワークルール教育の重要性への認識が世の中に広まってきており、この先、労働法教育部会の活動の幅もますます広がっていくものと期待しています。

以上のほか、毎年合宿を開催して研究発表を行ったり、定期的に書籍の執筆を行ったりしています。当委員会が2018年2月に出版した『労働事件ハンドブック』は特に人気を集めており、多くの読者に活用いただいているようです。そして、2020年2月には、『労働事件ハンドブック』の追補として、働き方改革関連法や外国人労働者に関する法律等の改正と最新判例について、詳細かつわかりやすくまとめた書籍も発表しました。

当委員会の委員には、労使ともに労働分野の高い専門性を有する弁護士が多数います。また、中には、労働行政に長年携わってきた委員や、企業における豊富な実務経験を持つ委員もいます。労使双方立場は違えども、また、様々なバックグラウンドを持ちつつ、全体会・部会や合宿などの活動や書籍執筆の過程においては、フラットな関係性の下、熱く意見を戦わせ、相互に労働実務への理解を深

め合っており、そのような機会は、ほかでは得がたく大変貴重なものです。

若手委員からのコメント (西中山竜太郎委員(67期))

近年、労働分野では働き方改革をはじめとした重要な法改正が続き、実務的に見落とせない裁判例が多く出されておりますが、これらのフォローアップを一人で行うとなると時間的にも気力的にも大変なものになってしまいます。

しかし、私は、最新判例のフォローアップと検討を目的とした最新判例PT、労働相談事案の検証・検討を行う事例検討会、その時々話題となっているテーマを検討する委員会合宿などに参加することで、無理なく、正確に自分の知識をブラッシュアップすることができています。

また、懇親のための企画が多くあり、かつ、気さくな委員が沢山いることから、委員同士仲が良く、私も所属してすぐに馴染むことができました。そのお陰で労働事件で判断に迷ったときには気軽にほかの委員に相談できています。

実力を鍛えられる上に楽しめてしまう大変珍しい委員会ですので、皆様是非ご加入をご検討ください!



マレーシア視察の様子(労使関係裁判所長(右)と高谷委員長(左))

当委員会の活動に興味のある方は、
法律相談課(03-3581-2250)まで御連絡ください。